

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例

〔平成19年9月14日〕
条例第21号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 廃棄物の減量化及び資源化の推進（第6条—第18条）

第3章 廃棄物の適正処理（第19条—第27条）

第4章 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続き（第28条—第34条）

第5章 手数料（第35条・第36条）

第6章 雑則（第37条—第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小牧市環境基本条例（平成15年小牧市条例第11号）の基本理念にのっとり、廃棄物の減量化及び資源化を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源循環型社会の形成、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(4) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。

(5) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。

(6) ごみ集積場 第19条の計画に基づく家庭系廃棄物を排出する所定の場所をいう。

(7) 資源 ごみ集積場に排出された家庭系廃棄物のうち、再生利用を目的とするものをいう。

(8) 共同住宅の所有者等 共同住宅を所有する者及びその者から当該共同住宅の管理を請け負い、又は委任されている者をいう。

(9) 占有者等 市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化及び資源化の促進並びに廃棄物の適正処理（以下「廃棄物の減量化等」という。）を図らなければならない。

2 市は、前項の責務を果たすため、市民及び事業者の参加及び協力の推進並びに意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量化及び資源化に関する市民の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物の減量化及び資源化に積極的に努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量化等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、家庭系廃棄物を自ら適正に処理するよう努めなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物の排出に際して、分別して排出しなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量化等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量化及び資源化の推進

（小牧市廃棄物減量等推進審議会）

第6条 一般廃棄物の減量等に関する事項その他市長が必要と認める事項について調査審議するため、小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（市が行う廃棄物の減量化及び資源化）

第7条 市は、資源の収集、市の処理施設での資源化が可能な物の回収等により、廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

2 市長その他の市の機関は、物品の調達に当たっては、再生品の使用を促進すること等により、自ら廃棄物の減量化に努めなければならない。

3 市長その他の市の機関は、市の施設から排出される紙くずその他の廃棄物を適正に分別することにより、自ら廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

（事業者が行う廃棄物の減量化及び資源化）

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用すること等により、廃棄物の資源化に努めなければならない。

（適正包装等の推進）

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用し、及び使用後の容器、包装材等を回収するよう努めなければならない。

2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器、包装等を選択できるように努めるとともに、その容器、包装等が不要となり、又は返却される場合には、その回収等に努めなければならない。

3 市長は、適正な包装の推進を図るため、事業者に対し必要と認める協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発等の措置を講じなければならない。

(事業用建築物の所有者等が行う廃棄物の減量化及び資源化)

第10条 事業用の建築物の所有者等(所有者又は当該建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者をいう。以下同じ。)は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置)

第11条 事業用の建築物の所有者等は、当該建築物又はその敷地内等に、事業系一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(減量化等計画書)

第12条 事業用の建築物のうち規則で定める大規模なもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者等は、規則で定めるところにより、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに廃棄物の減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化等計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者等は、減量化等計画書に記載した事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(廃棄物管理責任者)

第13条 事業用大規模建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者等は、廃棄物管理責任者を選任又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(事業用建築物の占有者の協力)

第14条 事業用建築物の占有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び減量化等計画書の作成に関し、当該建築物の所有者等に協力しなければならない。

(改善指導及び勧告)

第15条 市長は、事業用大規模建築物の所有者等が第12条又は第13条の規定に違反しているとき認めるときは、当該建築物の所有者等に対し、調査及び指導することができる。

2 市長は、事業用大規模建築物の所有者等が前項の規定に基づく調査を拒み、又は指導に従わないときは、当該建築物の所有者等に対し、調査の受入れ又は指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第16条 市長は、前条の規定により勧告した場合において、当該建築物の所有者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされる者にその理由を通知し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(商品の選択)

第17条 市民は、商品の購入等に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量化及び資源化の推進並びに環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(市民の自主的な活動)

第18条 市民は、資源化が可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の資源化を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第19条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

2 前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(市による廃棄物処理)

第20条 市は、前条の計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。以下同じ。)するものとする。

(事業者による廃棄物処理)

第 2 1 条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、自ら事業系一般廃棄物の運搬又は処分を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 3 条又は第 4 条に規定する基準に従わなければならない。

（市民による廃棄物処理）

第 2 2 条 市民は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる家庭系廃棄物は、自ら処分するよう努めなければならない。

2 市が収集する家庭系廃棄物（動物の死体及び粗大ごみを除く。）については、第 1 9 条の計画に従って、分別し、指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納して、ごみ集積場に排出しなければならない。

3 前項に定める指定袋により排出しがたい場合又は市長が特に必要と認める場合は、市長の指示する方法により排出するものとする。

4 市民は、自ら家庭系廃棄物の運搬又は処分をするときは、生活環境の保全上支障のない方法で行わなければならない。

（ごみ集積場の管理等）

第 2 3 条 市長は、ごみ集積場を設置又は変更等しようとする者の申請に基づき、ごみ集積場を指定するものとする。

2 前項の申請者は、あらかじめ当該ごみ集積場の管理責任者を定め、その管理を行わせるものとする。

3 ごみ集積場の利用者は、その利用に当たって、前条第 2 項の規定に従い、指定された日時（以下「指定日時」という。）に、家庭系廃棄物が飛散又は流出しないよう適正に排出しなければならない。

4 ごみ集積場の利用者は、自らの責任において当該ごみ集積場の清潔を保つよう努めなければならない。

5 ごみ集積場の管理責任者は、家庭系廃棄物の適正な排出及び清

潔の保持を確保するため、当該ごみ集積場の利用者に対し、適切な啓発及び指導を行うことができる。

（改善指導及び命令）

第23条の2 市長は、ごみ集積場の利用者が前条第3項の規定に違反して家庭系廃棄物を排出したと認めるときは、当該者に対し、家庭系廃棄物の適正な排出のために必要な指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により指導をした後、家庭系廃棄物の排出について改善が見られないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、期限を定めて家庭系廃棄物を適正に排出する旨の誓約書を提出するよう命ずることができる。

（共同住宅におけるごみ集積場の設置）

第24条 規則で定める戸数以上の共同住宅を建設しようとする者（以下「共同住宅建設者」という。）は、当該共同住宅の敷地内又はその周辺に、規則で定める基準に従い、ごみ集積場を設置しなければならない。この場合において、共同住宅建設者は、当該ごみ集積場について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（共同住宅の所有者等の責務）

第24条の2 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者（以下「居住者」という。）に対し、家庭系廃棄物の適正な排出について、啓発を行わなければならない。

2 共同住宅の所有者等は、居住者が家庭系廃棄物を指定袋に収納していないとき、又は適正に分別していないときは、当該居住者に対し、家庭系廃棄物の適正な排出のために必要な指導を行わなければならない。

3 共同住宅の所有者等は、共同住宅にごみ集積場を有する場合において、居住者が家庭系廃棄物を指定日時以外に排出したときは、当該家庭系廃棄物を居住者に返却し、指定日時に排出するよう指導しなければならない。ただし、当該家庭系廃棄物の排出者を特定できないときは、当該家庭系廃棄物を次の指定日時まで適切に保管しなければならない。

4 共同住宅の所有者等は、共同住宅にごみ集積場を有する場合に

において、居住者が第27条第1項各号に掲げるものを排出したときは、適正に処理しなければならない。

- 5 共同住宅の所有者等は、共同住宅にごみ集積場を有する場合は、自らの責任において、当該ごみ集積場の清潔を保つよう努めなければならない。

(改善指導及び命令)

第24条の3 市長は、居住者が第23条第3項の規定に違反して、不適正な家庭系廃棄物の排出を継続して行ったことにより、ごみ集積場の清潔の保持が確保できないと認めるときは、当該居住者の共同住宅の所有者等に対し、家庭系廃棄物の適正な排出のために必要な指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により指導をした後、家庭系廃棄物の排出について改善が見られないと認めるときは、当該指導を受けた共同住宅の所有者等に対し、期限を定めて改善計画書を提出するよう命ずることができる。

- 3 市長は、ごみ集積場を有しない共同住宅の所有者等が前項の規定による命令を受けた後、家庭系廃棄物の排出について改善が見られないと認めるときは、当該命令を受けた共同住宅の所有者等に対し、当該共同住宅のごみ集積場を設置するよう命ずることができる。

- 4 前項の規定により設置するごみ集積場の場所は、当該共同住宅の敷地内とする。ただし、当該敷地内にごみ集積場を設置することができないと市長が認めるときは、当該共同住宅の敷地の周辺に設置することができる。

(資源の所有権等)

第25条 ごみ集積場に排出された資源の所有権は、市に帰属するものとする。

- 2 市及び市から収集運搬の委託を受けた事業者以外のものは、前項の資源を収集し、又は運搬してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(適正処理困難物の指定等)

第26条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合に市におけるその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定

することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(排出禁止物)

第27条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 容積又は重量の著しく大きい物

(6) 特別管理一般廃棄物

(7) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

第4章 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続き

(縦覧等の対象となる施設)

第28条 法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第8条第1項に規定するし尿処理施設(以下「施設」という。)とする。

(縦覧の告示)

第29条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所

(以下「縦覧の場所」という。)及び期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第30条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 小牧市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第31条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出することができる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第32条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 小牧市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第30条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第33条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は愛知県環境影響評価条例(平成10年愛知県条例第47号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第28条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第34条 市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

第5章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第35条 市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の手数料の算定の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
- 3 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、第1項に規定する手数料を減免することができる。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第36条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)若しくは浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際に別表第2に掲げる手数料を納付しなければならない。

- 2 既納の手数料は、還付しない。

第6章 雑則

(報告の徴収等)

第37条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求め、又は指示することができる。

(立入検査)

第38条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量化等に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第39条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実

務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
（規則への委任）

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年小牧市条例第25号）

(2) 小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年小牧市条例第24号）

(経過措置)

3 この条例の施行前に附則第2項の規定による廃止前の小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際現に所定の手続により指定されたごみ集積場については、第23条第1項の規定により指定されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年小牧市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成20年条例第17号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第39号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第32号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第22条の規定による改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後に領収する粗大ごみの収集及び運搬に係る手数料から適用し、施行日前に領収する手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年条例第111号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第35条関係）

種 別	区 分	手数料の額
動物の死体	市が収集及び運搬したもの	1件につき2,100円
	市長が指定した場所に搬入したもの	1件につき1,570円
粗大ごみ	市が収集及び運搬したもの	1個につき1,030円

別表第2（第36条関係）

区 分	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業の許可	1件につき10,000円
一般廃棄物収集運搬業の許可の更新	1件につき5,000円
一般廃棄物処分業の許可	1件につき10,000円
一般廃棄物処分業の許可の更新	1件につき5,000円
浄化槽清掃業の許可	1件につき10,000円
浄化槽清掃業の許可の更新	1件につき5,000円
一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可	1件につき5,000円
一般廃棄物処分業の事業範囲の変更許可	1件につき5,000円
許可証の再交付	1件につき1,000円